＜資料２＞

「日本酒県秋田」プレイベント事業業務委託仕様書

1 本業務の目的

令和9年度の「日本酒県秋田」宣言及び日本酒GI指定を見据え、地域全体の機運醸成を図るプレイベントとして実施する。冬季の秋田駅周辺における賑わいを創出し、各商業施設を回遊する来訪者の満足度向上を目指す。商業施設やテナントの屋内スペースを有効活用し、食と日本酒のペアリングや新たな楽しみ方を提案することで、県内外の消費者に対する県産日本酒の付加価値向上と認知度向上を図ることを目的とする。

2 委託期間

契約締結の日から令和９年３月１５日まで

（※国の交付金を活用するため、3月までに経理精算を完了させること）

3 本業務の内容

詳細な企画内容については、企画提案の内容に基づき、県と協議の上、決定するものとする。

（１）駅前回遊型・体験型日本酒プロモーションの企画・運営

ア　趣旨

秋田駅前エリアの商業施設や周辺飲食店等と連携し、滞留時間の延長や新規顧客層の獲得に向けた企画を展開する。

イ　時期・期間

令和9年1月下旬から2月中旬のバレンタイン商戦期に合わせて開催すること。なお、開催期間中に１回、週末（金・土・日など）3日間に集中して特別イベントを開催すること。

ウ　対象エリア・会場

秋田駅前エリア及び対象商業ビル（西武秋田店、アルス、トピコ、秋田オーパ、フォンテ秋田）、駅周辺飲食店等の屋内店舗を基本とする。

エ　内容

参加店舗の状況（酒販免許の有無、人員体制等）に応じた柔軟な販促企画を立案し、以下の要素を盛り込むこと。

・イベント期間中の対象商業ビルでの販促や連携等の提案
・特別イベント期間の催事を中心とした集中販促の提案（日替わりでの蔵元による販売応援や、日本酒の新しい飲み方・アレンジなど）
・飲食店等における県内の食と日本酒のペアリング（飲み比べ、突き出しなども含む）など、日本酒提供への連携・協力の提案（５店舗以上）

・イベントの集客に関する広報活動の提案

（２）運営事務、安全管理及び連携集客体制の構築

ア　運営体制・事務管理

イベント開催に必要な参加店舗等との調整（駅前賑わい創出実行委員会等の関係機関を含む）、共通販促物・装飾の制作、当日の運営等、一切の運営事務を受託者の責任において実施すること。

イ　集客・プロモーション展開

集客に当たっては、受託者の有する独自のノウハウや広報ネットワークを最大限に活用した実効性のある集客活動を展開し、広く周知に努めること。なお、県においても公式ウェブサイト（美の国あきたネット）への掲載や、県広報紙での告知のほか、関係課、市町村、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会等の関係団体への周知依頼（チラシの配布依頼等）など、必要な後方支援を協働して行う。

ウ　法令遵守・安全管理

飲食・試飲等の提供に当たっては、食品衛生法等の関連法令を遵守し、管理体制に万全を期すこと。また、20歳未満の者の飲酒防止（年齢確認体制の徹底等）及び自動車・自転車等の運転者に対する酒類提供の防止（飲酒運転防止の注意喚起や確認の実施等）について、実効性のある防止策及び現場オペレーションを講じること。

（３）成果指標の設定と評価

本業務の目的に即した客観的な成果指標（参加店舗数、販売実績、イベントを契機とした来訪者の満足度・認知度向上等）を具体的に提案し、事後アンケート等で定量的・定性的な測定・評価を行うこと。

4 成果品等

事業終了後、業務ごとの実施実績、詳細な分析、今後のプロモーション展開に向けた提言等を体系的にまとめた「事業実施報告書（任意様式）」を、印刷物１部及び電子データ（ＰＤＦ形式及び編集可能なＯｆｆｉｃｅ形式）にて委託期間内に提出すること。

5 契約に関する条件

（１）再委託等の制限

ア　受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち管理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ　受託者は、管理業務を除く本業務の一部を第三者に委託する場合は、事前に県に対し書面にて、再委託の内容、再委託先、再委託金額、その他再委託先に対する管理方法等必要事項を協議し、承認を得なければならない。

（２）再委託の相手方

受託者は、一部を再委託する場合には、県内に主たる拠点を有し、県内事情を深く把握する者の中から選定するよう努めるものとする。

（３）権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物、著作物及び資料に関する一切の権利（著作権法第２７条及び第２８条に規定する権利を含む権利、所有権等）は、委託料の支払が完了したときをもって、すべて受託者から県に帰属・移転するものとする。

（４）機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として厳重に扱い、目的外の利用、第三者への開示・漏えいをしてはならない。契約終了後及び委託期間満了後もまた同様とする。

（５）個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律及び秋田県個人情報保護条例（令和４年１２月２７日秋田県条例第５１号）等の規定を厳格に遵守し、漏えい・紛失の防止に向けた万全のセキュリティ対策を講じること。

6 その他留意事項

（１）受託者は、委託業務に係る企画立案、進捗状況等について、発注者の求めに応じて定期的な打合せを行い、常に進捗を共有すること。

（２）受託者は、委託業務の実施に当たり疑義が生じたとき、又は予期せぬ状況変化等が生じたときは、その都度直ちに発注者と協議し、その指示に従うものとする。